

保育所入所待機児童数について

各年4月1日現在

		総数 (継続入所含む)	内 訳				
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上
令和2年	4月1日入所申込児童数	2,130	214	417	409	393	697
	旧定義の入所待機児童数	177	42	87	35	6	7
	新定義の入所待機児童数	49	5	29	14	1	0
令和3年	4月1日入所申込児童数	2,157	203	415	402	402	735
	旧定義の入所待機児童数	164	42	82	25	11	4
	新定義の入所待機児童数	31	2	19	7	3	0
令和4年	4月1日入所申込児童数	2,140	186	399	411	376	768
	旧定義の入所待機児童数	117	25	62	29	1	0
	新定義の入所待機児童数	18	2	3	13	0	0
令和5年	4月1日入所申込児童数	2,114	157	392	414	391	760
	旧定義の入所待機児童数	117	17	62	34	3	1
	新定義の入所待機児童数	18	1	6	11	0	0
令和6年	4月1日入所申込児童数	2,068	123	378	409	381	777
	旧定義の入所待機児童数	116	16	63	28	4	5
	新定義の入所待機児童数	12	0	4	7	1	0

※旧定義の入所待機児童 ⇒ 申込人数－認可保育所の入所人数＝旧定義の待機児童数

※新定義の入所待機児童 ⇒ 旧定義の待機児童数－国が定める定義に該当するもの＝新定義の待機児童数

国が定める定義とは、認証・認可外保育室・家庭福祉員等で保育を受けている者や保護者の私的な理由により特定の保育所を希望し待機している者、求職活動を休止している者等がある。

※4月1日時点における空枠：認可保育施設0歳48名、1歳0名、2歳0名、3歳24名、4・5歳32名

学童クラブ入所（入会）者数（令和6年4月1日現在）

	第一希望の申込者数 (令和5年11月30日時点)	定員	入所（入会）者数									※参考 (令和5年4月1日現在)			
			1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	空き	待機	第一希望の申込者数 (令和4年11月30日現在)	合計	空き	待機
上和泉	38	50	6	7	19	12	4	2	50	0	11	23	50	0	0
猪方	35	50	9	10	29	2	0	0	50	0	7	40	55	0	5
松原	44	50	6	33	21	0	0	0	60	0	5	39	55	0	5
東野川	43	50	9	16	27	3	0	0	55	0	10	46	55	0	16
駒井	75	50	26	24	2	0	0	0	52	0	1	79	52	0	3
学童小計	235	250	56	90	98	17	4	2	267	0	34	227	267	0	29
岩戸	127	80	37	30	15	1	0	0	83	0	18	112	83	0	5
和泉	94	60	28	23	14	0	0	0	65	0	5	89	65	0	0
こまっこ	80	40	11	15	17	0	2	0	45	0	11	67	45	0	20
駄倉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	30	0	4
寺前	91	80	10	27	26	33	6	3	105	0	17	80	79	1	15
小クラ小計	392	260	86	95	72	34	8	3	298	0	51	374	302	1	44
一小	134	80	65	14	1	0	0	0	80	0	12	137	80	0	7
緑野	72	50	21	24	5	0	0	0	50	0	8	90	50	0	9
和泉	62	70	19	22	26	3	0	0	70	0	8	53	65	5	0
五小	121	80	39	32	9	0	0	0	80	0	12	124	80	0	18
三小	61	40	21	13	6	0	0	0	40	0	13	48	40	0	1
六小	64	50	17	15	18	0	0	0	50	0	9	65	49	1	6
放クラ小計	514	370	182	120	65	3	0	0	370	0	62	517	364	6	41
西野川	54	40	19	17	4	0	0	0	40	0	14	48	40	0	10
猪方みんなの家	18	40	3	5	11	18	3	0	40	0	1	1	33	7	0
こクラ小計	72	80	22	22	15	18	3	0	80	0	15	49	73	7	10
合計	1213	960	346	327	250	72	15	5	1015	0	162	1167	1006	14	124

※平成31年度より国の待機児童数の定義が変更したことに伴い、他に利用可能な学童クラブがあるにも関わらず、特定の学童クラブを希望する等、保護者の私的な理由により待機している場合には、待機児数には含まないこととしている。